

## 村税と介護保険料の納付書が 種別ごと一つづりになります



平成20年度からの村税  
(固定資産税・都市計画税、  
軽自動車税、村・県民税、国民健康保  
険税)と介護保険料の納付書の形式が  
納付種別ごと一つづりになった形式(ブ  
ック式)に切り替えられ、4月以降順次、  
皆さんのお手元に郵送されます。それ  
ぞれの納付に当たっては、納付書を切  
り離さず、つづられた状態で納付場所  
(常陽銀行東海支店・東海村役場派出所  
常陽銀行本店・各支店または収納代理  
金融機関)の窓口までお持ちください。

▼**収納代理金融機関** ▼茨城銀行▼  
水戸信用金庫▼茨城県信用組合▼中  
央労働金庫——の本店・支店(東海  
村水戸市・ひたちなか市・那珂市・日  
立市・常陸太田市に限る)、ひたちな  
か農業協同組合(東海支店)

▼**問合せ** 総務部税務課(☎282局  
1711 内線1111)・1118)、  
福祉部保健年金課(内線1131)  
福祉部介護福祉課介護保険担当(内  
線1163)

## 住民票の写し交付、転出等届け出の際の本人確認を行います

5月1日から「住民基本台帳法の一部  
を改正する法律」が施行され、現行の、  
何人でも住民票の写し等の交付を請求で  
きるという制度が見直されることになり  
ました。新たな制度は、特に個人情報保  
護に留意されたものであるため、住民票  
の写し等の請求や転出・転入等の手続き  
の際の本人確認が厳格化され、成り済ま  
しの防止が図られることとなります。

▼**住民票の写し等が請求できるのは、次  
の3つのいずれかに該当する場合に限  
られます。**

- ①本人または本人と同一世帯に属する方  
による請求
- ②国・地方公共団体の機関による請求

## 戸籍の証明書(戸籍謄本など)取得の際の本人確認が法制化されます

5月1日から戸籍の証明書を取得する  
際の本人確認が法律上行われることにな  
りました。

「戸籍謄本」などの戸籍の証明書には、  
結婚・離婚したことなどの個人情報記載  
されており、他人に不正に取得されな  
いようにする必要があります。ところが  
最近、他人の証明書の不正取得が発生し  
ていることから、皆さんの戸籍に記載さ  
れた情報を守るため、戸籍の証明書を取  
得する際の要件や手続きなどが5月1日  
から厳しく行われることになったのです。

▼**本人確認の方法**  
役場の窓口では——窓口に来られた方

③住民票の記載事項を確認する正当な理  
由がある方による請求(自己の権利行  
使や義務履行に必要な場合など)  
以上3つのいずれにも該当しない場合  
は、請求の際に委任状が必要となり、委  
任された方の本人確認が行われること  
になります。

▼**住民票の写し等を交付する際には、本  
人確認を行います。**

窓口に来られた方の自動車運転免許証  
や「住民基本台帳カード」、パスポートな  
ど、公的機関が発行した顔写真付きの本  
人確認書類、健康保険証、国民年金証書  
(年金手帳)などの提示を受け、本人であ  
ることの確認を行います。

## 戸籍の証明書(戸籍謄本など)取得の際の本人確認が法制化されます

の自動車運転免許証や「住民基本台帳カ  
ード」、パスポートなど、公的機関が発  
行した顔写真付きの本人確認書類の提示  
を受けることで本人であることの確認を  
行います。顔写真付きの本人確認書類を  
お持ちでない方については、健康保険証  
や国民年金証書(年金手帳)など2種以  
上の書類の提示が必要となりますので、  
ご注意ください。なお、代理の方が取得  
する際は、委任状などの書面による代理  
権限の確認が併せて行われます。

▼**郵送では——**現住所の記載のある本人  
確認書類の写しを同封し、返送先は現住  
所とすることが必要になります。

▼**転出・転入等の届け出の際にも、本人  
確認を行います。**

転出・転入等の届け出の際にも、住民  
票の写し等を交付するときに同様の本人  
確認が行われることとなります。

▼**「住民基本台帳カード」(顔写真付き)  
の取得をお勧めします。**

「住民基本台帳カード」とは、行政手  
続きに必要な情報が記録された、有効期  
間が10年のICカードのことで、自動車  
運転免許証などと同じく、身分証明書と  
して使用できるものです。役場住民課の  
窓口で申請できますので、この機会に取  
得されることをお勧めします。

▼**問合せ**  
福祉部住民課住民担当(☎282局1711  
内線1124)

## ▼**証明書取得の理由の明示**

戸籍に記載されている方やその配偶  
者、直系の親族の方については、取得理  
由の明示は不要ですが、これら以外の方  
が申請する場合は、申請書への正当な理  
由の記入が必要となります。

▼**「住民基本台帳カード」(顔写真付き)  
の取得をお勧めします。**

「住民基本台帳カード」は住民課窓口で  
申請・取得することができます。  
※右欄「住民票の写し交付、転出等届け  
出の際の本人確認を行います」をご参  
照ください。

▼**問合せ**  
福祉部住民課管理担当(☎282局1711  
内線1121)